



千葉県議会議員

栗原直也

議会
報告

令和5年12月議会、令和6年3月予算委員会での質問及び答弁をご報告させていただきます。

令和5年12月議会より

TOPIC
01 視覚障がい者の
交通安全対策について

現在、視覚障がいの身体障がい者手帳を所持する障がい者は全国で30万人以上、千葉県でも1万人以上となり、さらに手帳を持たない中途視覚障がい者などを含めると、視覚障がい者の数はさらに大きく増加します。

四街道市には視覚障がい者を支援する施設として、県立盲学校を始め、点字図書館や県視覚障がい者支援センターなどがあり、これら施設には毎日多くの視覚障がい者が通勤・通学者として通っています。その方々からは、外出時に最も不安を感じる場所として、駅ホームや信号交差点が指摘され、その対策に、ホームドアの設置や音響式信号機の設置が求められてきました。

これまで視覚障がい者の交通安全対策として、駅ホームドアの設置が度々県議会の中でも質問され、その必要性については県も十分認識されている事と思われます。ただ前述のように、視覚障がい者の学びの場である県立盲学校を初めとして、視覚障がい者を支援する主要な施設が市内に3か所も設置されながら、未だJR四街道駅にはホームドアが設置されていません。

平成6年の通称ハートビル法により、公共的な建物にエレベーターの点字表記や立体的な数字ボタンの設置が実

現し、また平成12年の通称交通バリアフリー法では、転落防止策として、点字ブロックに、ホームドアや可動式ホーム柵が追記されました。さらに平成18年には、この2つの法律が統合された通称バリアフリー法が制定され、駅のホームドアや可動式ホーム柵の設置が、数値を伴う具体的な整備目標として明記されたものです。このバリアフリー法におけるホームドア等の設置については、優先的な整備としての10万人以上駅という駅利用者数のみならず、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度の高いホームでの整備を加速化する事を旨と記されており、必ずしも駅の利用者数のみに優先設備が限定されない事が解ります。

質問 栗原 直也

JR四街道駅は、視覚障がい者の利用が多い事から、ホームドアの整備を促進すべきと思うがどうか。

答弁 富沢昇総合企画部長

ホームドアが転落防止対策として有効であることから、県では利用者10万人以上の駅に加え、視覚障害者の利用が多い駅など、利用状況等から、特に設置が必要と認められる駅についても、設置費用の一部を市町村を通じて補助しているところです。

四街道駅については、盲学校等の視覚障害者施設からの利用もあることから、県では、県と沿線市町村等で構成する千葉県JR線複線化等促進期成同盟を通じ、ホームドアの設置要望をJR東日本に対して行っております。

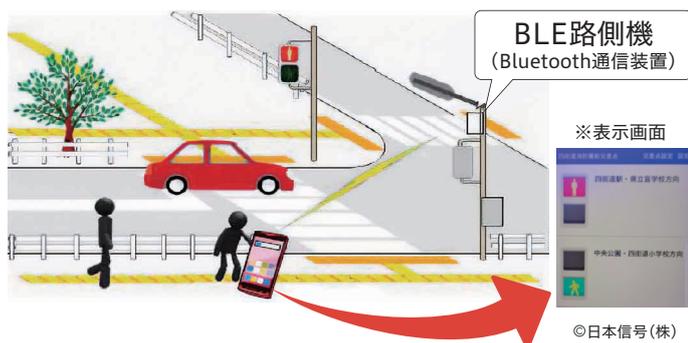
JR東日本の整備計画では、現在のところ四街道駅は整備対象に含まれておりませんが、県としては引き続き実現に向けて要望活動に取り組んでまいります。

視覚障がい者用音響信号機について

バリアフリー法で道路特定事業に挙げられた音響信号機についても、これまで議会質問の中で度々取り上げられてきましたが、とりわけ2018年にJR駒込駅前での、音響信号機の付いた横断歩道で起きた視覚障がい者の交通事故は、音響信号機の課題を強く突き付けたものでした。

右目が全盲、左目も強度の弱視のこの男性は、千葉市内の職場に向かう途中、この横断歩道を渡っているときに車に跳ねられ死亡したものです。この信号は視覚障がい者用音響信号機として、日中は青信号を知らせる音が鳴るものの、事故の起きた午前4時頃は音が止められた状態でした。この男性は駅のラッシュ時での不安から、早朝に出勤していたもので、その時間が信号機の鳴らない時間帯に当たっていたものです。このように、視覚障がい者の交通事故を無くす為に開発され、設置された信号機が、その本来持つ機能を十分に果たせず、死亡事故という最悪の結果を招いた事は極めて残念と言わざるを得ません。

音響信号機は、音響により信号機の色や進行方向を伝える為、信号鳴動(めいどう)に対する近隣住民の理解が不可欠であり、県内全ての音響信号機では夜間早朝には音を出さない運用が為されています。しかし、この男性のように音の出ない早朝に移動せざるを得ない事も多く、視覚障がい者は常に大きな不安の中で信号交差点を利用しています。さらには近隣の理解が得られずに、音響信号機の設置が適わない箇所もあり、音響信号機が視覚障がい者の交通安全に、極めて効果の高いものでありながら、信号の近隣住民にとっては、安寧な暮らしを脅かすものとして受け止められがちです。



高度化PICSイメージ(千葉県警HPより引用)

その課題に対し、スマートフォンの音声や振動で歩行者用信号の色を伝える、高度化ピックスと呼ばれる交通安全システムが、盲学校の通学路にあたる四街道消防署前の信号機に整備されています。



質問 栗原 直也

県内の視覚障がい者用音響信号機の整備状況及び県警における高度化ピックスの整備方針はどうか。

答弁 宮沢忠孝警察本部長

視覚障害者用音響信号機は、視覚障害者の安全確保や利便性向上に資するものであり、主に市町村が策定している、バリアフリー基本構想で指定された病院や福祉施設等を結ぶ生活関連経路上や、視覚障害者の方々からの要望がある場所に対し、整備を行っているところです。

音響信号機の整備に当たりましては、音響の発生に対する近隣の方々のご理解を得ながら、進めていくこととしており、令和4年度末までに県内607ヶ所に整備したところであり、今年度は新たに、10ヶ所で整備を予定しているところです。

次に高度化PICSに関するご質問ですが、高度化PICSは、交差点名や信号表示等の情報をスマートフォンなどの携帯端末を介して、音声と振動で伝えるシステムであり、主に視覚障害者の移動支援に寄与するものと考えております。一方で利用者からは、直接音響が確認できる音響信号機の方が、進行方向がわかりやすいなどの理由から、従来からの音響信号機に対する整備要望も多くいただいているところです。県警では現在、県内1ヶ所に整備しているところですが、視覚障害者からの要望等を踏まえ、音響を発生させることが困難な場所や時間帯などを考慮し、適当と認められる箇所に対し、高度化PICSの整備を検討していくこととしており、今年度は新たに、県内1ヶ所で、整備を予定しているところです。

令和6年3月予算委員会より

TOPIC

02

視覚障害者への支援について

現在国内には32万人以上の視覚障害者の方々がおられます。視覚からの光や情報などが全く得られない中で生活する全盲の方々、あるいは視覚からごくわずかな情報しか得られない、弱視や視野狭窄の方々など、大変困難な環境の中での生活を余儀なくされています。そのことから昨年の12月議会では、県内唯一の盲学校や点字図書館、視覚障害者総合支援センターなど、視覚障害者の支援機関が集中する地域の議員として、視覚障害者の交通安全対策について、とりわけ音響式信号機やホームドアの設置の必要性などの質問をさせていただきました。そのことから、健常者が普段意識せずにご利用している公共施設や交通機関、さらには、日常生活の中に、視覚障害者にとっては驚くほど危険で困難な状況があることに改めて気づかされました。

障害者IT支援事業について

視覚障害者にとりましては、パソコンやスマートフォン、タブレットなどのIT機器は、日常生活や他者とのコミュニケーション、さらには自立した生活を送るための必須の情報ツールです。さらに文字の音声変換ソフトや拡大ソフトなどの利用により、視覚障害がありながらも、健常者とともに仕事に従事することが可能となります。しかしそのためには、IT機器を十分に使いこなすための訓練が必要なことから、県では、プロポーザル方式による障害者IT支援事業を実施しています。

質問 栗原 直也

令和6年度予算が1161万7000円の委託費とのことだが、さかのぼって過去3ヶ年分の委託費の状況はどうか。

答弁 高梨みちえ健康福祉部長

令和3年度から令和5年度の委託費は、毎年度1161万7000円となっております。

過去3年間ににおいても、また令和6年度予算におきましても、この障害者IT支援事業の委託費にほぼ変わりがない状況が確認されます。この障害者IT支援事業は、令和4年度は県視覚障害者福祉協会が3団体の共同事業として県より受託しており、県視覚障害者福祉協会の事業実績として、年10回のITサロンの開催、パソコンの購入から初期設定、ソフトの

インストールなどの他、ITの相談件数は542名から708回技術講習は303名に418回実施しています。

またこの事業は、1名の正規職員と1名のパート職員の2名体制で運営しており、契約期間も従前の7月から翌年3月までの期間から、令和4年度以降は4月から翌年3月までの通年体制での運営に変更されました。

この事業における委託費の大半は、人件費に基づく算定と思われませんが、受託した3団体のうち、県視覚障害者福祉協会の運営費は418万円となり、パート職員の給与、正規職員の2分の1程度と仮定しますと、県視覚障害者福祉協会の正規職員に支払われる給与の上限は、およそ280万円程度と推測されます。



大越議員と県立盲学校視察

質問 栗原 直也

この委託費の状況についてはいかががお考えか。

答弁 高梨みちえ健康福祉部長

委託費については、相談にあたる日数や講座の開催時間数等を踏まえ、必要な予算を確保したところです。

質問 栗原 直也

令和4年度より委託期間が3ヶ月間延びながら、委託費が変わらない状況についてはいかががお考えか。

答弁 高梨みちえ健康福祉部長

委託期間の変更は、年間を通じて事業が実施できるよう見直しを行ったものであり、金額を提示したプロポーザルにより応募があった事業者と契約したものです。

要望

障害者IT支援事業の委託費については、この日の一般的な正規職員の人件費と比較するまでもなく、大変厳しいものであると考えております。この状況では貴重な人材の流出不安ばかりか、事業の継続自体が困難になることも予想されます。

さらに働く職員の側からも、家庭を持つことに躊躇せざるを得ない状況とも言えます。ぜひこの委託費の算定についてご検討くださるよう要望いたします。

点字図書館について

視覚障害者が書物や情報を取得するための点字図書館について、現在6ヶ所ある北海道や東京とは特別としても、関東では、神奈川県、群馬県、埼玉県などで複数の点字図書館が設置されています。それぞれ自治体内で設置主体が異なるとはいえ、千葉県では県視覚障害者福祉協会の設置による1ヶ所のみで、県の補助を受けながら運営されている状況です。全国的に見ても、そのほとんどが県と政令市や中核市、または社会福祉法人が設置者となり、複数の点字図書館が運営されている状況にあります。

質問 栗原 直也

県が設置者となる新たな点字図書館が必要ではないか。

答弁 高梨みちえ健康福祉部長

千葉点字図書館では、貸し出し図書等の無料郵送サービスを県内全域で受けられるようにしており、多くの方がこのサービスを利用していることから、新たな点字図書館の設置については現状では検討しておりません。



点字図書館視察

要望

現在県内の点字図書館は四街道市視覚障害者総合支援センターの中のみで設置されており、船橋や東葛地域などからは大変利用しづらい状況にあります。

視覚障害者が遠方の不慣れた地域に移動することは、鉄道利用や道路横断など、想像以上に大変なことであり、ぜひ新たな建設による展示図書館の設立をお考えいただけるようお願いいたします。

歩行訓練士について

歩行訓練士は国家資格ではありませんが、視覚障害者への歩行訓練や、日常生活に必要な動作、技能などの訓練を指導します。高齢化の中で増加する中視覚障害者には、歩行訓練や日常生活訓練は欠かせないものでありながら、県視覚障害者福祉協会でも、現在30数名の視覚障害者が指導を待っている状況と伺っています。

質問 栗原 直也

歩行訓練士の育成に関する補助について県はどのようにお考えか。

答弁 高梨みちえ健康福祉部長

県では、歩行訓練士の育成に対する補助は行っておりませんが、中途視覚障害者自立更生支援事業において、中度で視覚障害となった方に対する歩行訓練等を行う事業を、障害者団体に委託して実施しております。

歩行訓練士になるためには、4年制大学を卒業後に養成機関で学ぶ必要があり、2年間に3,000時間を超える履修が求められる他、授業料などの費用負担も年間に40万円を超える場合があります。また養成機関は所沢市と大阪市に設置された2校のみであり、養成課程の修了者数は2018年時点で全国に742人しかおりません。県内でも多くの視覚障害者が歩行訓練士の指導を待ち続けており、卒業後に千葉県内で活動してもらうためにも、県内就労などの条件を付した授業料補助などの支援が求められるものと考えます。

中途視覚障害者自立更生支援事業は、県視覚障害者福祉協会が受託し、正規職員1名とパート職員1名の2名の体制により、千葉市船橋市、柏市、市川市、松戸市を除く県内全域での歩行訓練士の派遣事業を実施しています。

都市部だけではなく、房総半島などの郡部においても、歩行訓練士の要望が多く、1日に1件しか行けないところもあると伺っています。県からの850万円の委託費を受けていますが、社会保険料負担や交通費などを考慮すると、歩行訓練士の資格に見合った給与を確保することが、大変厳しい状況にあるものと思われま。

県視覚障害者福祉協会だけでも、歩行訓練や日常生活訓練の待機者は30名を超えており、待機中自宅2階から階段を転落し、骨折した一級視覚障害者の高齢女性もおられます。このような残念な事例をなくしていくためにも、歩行訓練士増員のための、より一層の予算の拡充が求められるものと考えます。